

山口市税等徴収率向上対策本部設置要綱

(設置)

第1条 全庁的な市税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下「市税等」という。）の収納取組みを行い、徴収率の向上を図るため、山口市税等徴収率向上対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市税等の徴収率向上のため、その対策の検討及び実施に関すること。
- (2) 関係機関との調整、協力に関すること。
- (3) その他目的達成のための必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は副市長をもって充て、副本部長は総務部税務担当理事をもって充てる。

3 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は必要に応じて本部長が召集し、会議の議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 本部の事務局は、総務部収納課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(市税等収納推進委員会設置要領の廃止)

2 市税等収納推進委員会設置要領は廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条 関係)

本部員	職名
	副市長
	総務部長
	総務部 税務担当理事
	総合政策部長
	交流創造部長
	地域生活部長
	環境部長
	健康福祉部長
	こども未来部長
	経済産業部長
	都市整備部長
	小郡総合支所長
	秋穂総合支所長
	阿知須総合支所長
	徳地総合支所長
	阿東総合支所長
	上下水道局長
	会計管理者
	教育部長
	総務部次長
	総務部 市民税課長
	総務部 資産税課長
	健康福祉部 介護保険課長
	健康福祉部 保険年金課長
	総務部 収納課長